

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月29日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第19号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第13条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、<u>被害者参加人</u>等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 <u>その都度必要と認める日又は時間</u></p> <p>(3)～(22) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第13条 条例第14条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 <u>その都度必要と認める日又は時間</u></p> <p>(3)～(22) 略</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。